

平成 17 年度大規模事業評価に係る評価の結果

評 価 書

平成17年11月14日

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成17年 8月29日	条例第5条の書面（評価調書）の確定
平成17年 8月29日	宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕に諮問
平成17年 8月30日	宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第1回会議開催
平成17年 8月31日	条例第9条に基づく県民意見聴取（意見なし）
～ 9月13日	
平成17年10月 4日	宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第2回会議開催
平成17年10月31日	宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第3回会議開催
平成17年11月10日	宮城県行政評価委員会〔大規模事業評価部会〕から答申
平成17年11月14日	県の自己評価の確定、条例第10条（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での3回にわたる審議と同部会からの答申及び県民意見聴取の結果を踏まえ、この事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳しい内容は別添資料2「総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業に係る大規模事業評価結果」のとおりである）。

なお、宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会からの答申内容についての検討結果は、次のとおりである。

- (1) 今後の具体的な施設の設計にあたっては，教育研修センター，特殊教育センター及び通信制独立校を合築することによる機能の総合化，効率化等のメリットが生じるよう配慮すること。（規則第17条第1項第1号関連）

【県の検討結果】

総合教育センター（仮称）と通信制独立校（仮称）を整備するに当たり，体育館，講義室，カウンセリングルーム等の施設を共用で利用し効率化を図ることとしているが，今後の施設設計等に当たっても統合化等のメリットが生かされるよう配慮したいと考えている。

- (2) 鉄道駅及び空港に至近の利便性の高い立地に鑑み，単に教職員等関係者のみの利用だけでなく，広く一般県民に開かれた施設としての活用方法を検討すること。（規則第17条第1項第4号関連）

【県の検討結果】

総合教育センターにおいて各種事業を展開していく中で，大学，医療，労働，福祉機関やPTAと連携を図りながら，教職員以外への研修サービス等の具体化を図ることとしており，その中で一般県民に開かれた施設となるよう機能，運用方法等を検討したいと考えている。

- (3) 県として，名取市下増田臨空土地区画整備事業地内の公共施設用地に本件施設を整備することに決定した理由，決定までの経緯等について，より詳しく記述し，政策決定に至るプロセスを明らかにすること。（規則第17条第1項第1，5，6号関連）

【県の検討結果】

下増田地区の公共公益用地を取得するに当たり，地元あるいは区画整理組合の希望を踏まえながら，数施設の候補を掲げ検討を行ったところであるが，平成16年12月の政策・財政会議において，地元等からの教育関連施設の誘致希望と県教育委員会における総合教育センター整備にあたってのアクセス性等の立地条件とが合致するものとして，総合教育センターの下増田地区への整備が決定されたことなどを記述する。

- (4) 教育研修センター及び特殊教育センターの跡地利用について，本件事業と一体のものとして早急に有効活用策を検討すること。（規則第17条第1項第6・8号関連）

【県の検討結果】

新築移転後の両センターの跡地利用については，教育委員会及び知事部局も含めた利活用を模索するとともに，県での利用が難しい場合は，一般等への売却も視野に入れながら，総合教育センターの整備と併せ，一体的に有効活用策を検討したいと考えている。

事業概要

事業の概要

事業の名称	総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業																																				
事業の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の学校教育を活力あるものにし、教育の質的水準を維持・向上させるため、教育課題の調査・研究機関として、教職員の資質能力を高める研修機関として、児童・生徒の能力伸長を支援する相談・学習支援機関として、さらには、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育の推進のため、教育研修センターと特殊教育センターが培ってきたノウハウ等を融合し共に学ぶ教育の支援機関として、時代の進展に適切に対応するよう両センターを統合発展拡充した総合教育センターとして、名取市下増田臨空土地区画整理事業地内に整備しようとするものである。 <p><対象の現況></p> <table border="0"> <tr> <td>教育研修センター</td> <td>設置</td> <td>昭和44年（築36年）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>仙台市青葉区荒巻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修</td> <td>年間延べ 13,847人（H16実績）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談</td> <td>2,493件（保護者等）（"）</td> </tr> <tr> <td>特殊教育センター</td> <td>設置</td> <td>平成3年（築14年）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>仙台市泉区南中山</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修</td> <td>年間延べ 1,332人（H16実績）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談</td> <td>1,207件（保護者等）（"）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> また、仙台第一高等学校通信制課程は、昭和23年に全日制に併置され勤労青少年へ学習機会を提供してきたが、高校進学率が98%を超え、さらに、若者の学習歴の多様化・生活様式の変化・勤労観の変化などに伴い公立で唯一の通信制課程としてその価値は増大している。 <p>現施設では、狭隘で適切な教育環境の提供が困難であることから、施設面・機能面で連携効果が高いと見込まれる上記センターと一体的に整備しようとするものである。</p> <p><対象の現況></p> <p>仙台第一高等学校通信制課程</p> <table border="0"> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">仙台市若林区元茶畑</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>在籍者数</td> <td>男子 642人，女子 564人</td> <td>合計 1,206人</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（H17.5.1現在）</td> </tr> </table> <p>附属資料 1 教育研修センター・特殊教育センター概要 附属資料 2 宮城県教育研修センター要覧 附属資料 3 宮城県特殊教育センター要覧 附属資料 5 仙台第一高等学校通信制課程の概要と沿革</p>	教育研修センター	設置	昭和44年（築36年）		所在地	仙台市青葉区荒巻		研修	年間延べ 13,847人（H16実績）		相談	2,493件（保護者等）（"）	特殊教育センター	設置	平成3年（築14年）		所在地	仙台市泉区南中山		研修	年間延べ 1,332人（H16実績）		相談	1,207件（保護者等）（"）	所在地	仙台市若林区元茶畑			普通科	在籍者数	男子 642人，女子 564人	合計 1,206人	（H17.5.1現在）			
教育研修センター	設置	昭和44年（築36年）																																			
	所在地	仙台市青葉区荒巻																																			
	研修	年間延べ 13,847人（H16実績）																																			
	相談	2,493件（保護者等）（"）																																			
特殊教育センター	設置	平成3年（築14年）																																			
	所在地	仙台市泉区南中山																																			
	研修	年間延べ 1,332人（H16実績）																																			
	相談	1,207件（保護者等）（"）																																			
所在地	仙台市若林区元茶畑																																				
普通科	在籍者数	男子 642人，女子 564人	合計 1,206人																																		
（H17.5.1現在）																																					

<p>事業の概要</p>	<p>【上位計画との関連】</p> <p>宮城県総合計画第 期実施計画（平成15～17年度）</p> <p>分野 3： ふるさと</p> <p>基本方向7： 個人の夢や行動が尊重される社会の実現</p> <p>政策： 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進</p> <p>施策 1： 特色ある学校づくり</p> <p>個別事業： 教職員研修事業</p> <p>”： 県立学校改築事業</p>
<p>事業計画の背景</p>	<p><総合教育センター関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研修センターは、昭和44年に仙台市青葉区（青葉山）に整備し、県内における中心的な教育研修機関として、教職員研修や教育相談の実施等の重要な役割を果たし、平成3年には、障害児教育の推進のため、障害児教育部門を分離独立し、仙台市泉区南中山に特殊教育センターを設立したものである。 ・ しかし、その後の教育改革による初任者研修の全面実施等の研修制度の見直し・充実が図られ、教育研修センターの施設が老朽・狭隘になったことに加え、進展著しい情報化や多様化する障害児教育への適切な対応が求められ、「総合教育研修機関」の整備が重要な課題となってきたところである。 ・ 平成6年から、時代の要請に対応できる総合的な機能を持つ教育センターの整備が緊急に必要であるとの認識の下、教育庁内に教育研修センター整備検討委員会を設置し、果たすべき役割、機能や場所の検討を進めてきたところである。 ・ 平成16年度の政策・財政会議において、候補にもなっていた名取市下増田臨空土地区画整理事業地内の公共公益用地にセンターを設置することの決定がなされたので、整備を進めることとなったものである。 <p><通信制独立校関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信制独立校については、平成7年の「魅力ある県立高校づくりの推進について（宮城県高等学校整備検討委員会）」の第二次報告で、「定時制・通信制課程の多くは、全日制との併置であり、施設・設備が共用となっているため、双方に教育活動上の制約がある。」旨が指摘されており、既に全日制併置の定時制高校については、定時制の独立校として、昼夜間開講型単位制高校の設置を進めているところである。 ・ そのような状況の中で、仙台第一高等学校通信制の施設設備が、極めて貧弱であり、在籍する多様な生徒への対応が困難となっており、さらに、全日制にとっても、学力向上等に向けた補習等の展開に支障が生じていることから、喫緊の課題として、通信制を独立させ、教育環境の改善を図ろうとするものである。 ・ 分離独立に当たっては、単独での独立校化や複数の高校施設との一体的な整備を検討してきたが、単独及び高校施設との併置では、施設の利用効率・財政効率が劣ってしまうことや併置の問題点が解消されないことなどにより、新築移転が検討されていた総合教育センターとの一体的整備が、相談機能等が活用でき、また、体育館や講義室等の共用が出来ることなど

事業計画の背景	<p>から、機能面・施設面でも効率的であるとの判断のもと整備を進めることとしたものである。</p> <p>附属資料 1 教育研修センター・特殊教育センター概要 附属資料 5 仙台第一高等学校通信制課程の概要と沿革 附属資料 13 位置図</p>
これまでの取組状況	<p>< 総合教育センター関係 ></p> <p>平成 6 年 宮城県教育研修センター整備検討委員会設置 平成 10 年 宮城県教育研修センター再編整備検討委員会設置 平成 14 年 教職員課・教育研修センター内部検討 平成 15 年 教職員課内検討 平成 16 年 教育庁内検討 平成 17 年 総合教育センター（仮称）基本構想策定会議設置</p> <p>< 通信制独立校関係 ></p> <p>平成 3 年 宮城県高等学校整備検討委員会（提言） 平成 6 年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第一次提言） 平成 7 年 魅力ある県立高校づくりの推進について（第二次提言） 平成 9 年 みやぎ新時代教育ビジョン 平成 13 年 県立高校将来構想（前期計画） 平成 16 年 県立高校将来構想（後期計画）</p> <p>附属資料 4 総合教育センター（仮称）基本構想の概要案</p>
スケジュール(予定)	<p>平成 17 年度 P F I 事業導入検討 行政評価委員会（大規模事業評価） 用地取得（土地基金活用）</p> <p>平成 18 年度 基本設計 平成 19 年度 実施設計 平成 20 年度 建設 平成 21 年度 ”</p> <p>供用開始予定 平成 22 年 4 月</p>

事業内容

用地関係	予 定 地	名取市下増田臨空土地区画整理事業地内
	用地確保の状況	用地の確保 済 ・ 未 造成面積 28,000 m ² 県有地 ・ 民有地買上 ・ 民有地借り上げ （土地基金により取得予定）
	敷地面積	28,000 m ²

用地関係	規制の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画の変更手続き中（記載は、変更後の予定） 規制区域 なし 用途 近隣商業地域 建ぺい率 80% 容積率 300% その他 建築基準法第22条指定区域
建設関係	事業規模	延べ床面積 管理・研修棟等 17,905 m ² 体育館 1,000 m ² 通信独立校 3,299 m ² 計 22,204 m ² 構造 鉄筋コンクリート造 5階建程度 整備される主な施設 <ul style="list-style-type: none"> センター関係 研修室，各教科研究施設，理科実験・芸術実習施設 学習資料施設，カリキュラムセンター施設，相談施設，体育館，食堂，グラウンド等 通信制関係 教室，自学自習室，保健室，進路指導室，職員室等 附属資料9 施設整備概要

事業費

初期建設費	A	調査費	9 百万円
		設計費	130 百万円
		建設費	6,111 百万円
		用地費	1,296 百万円
		その他（工事管理費等）	49 百万円
		合 計	7,595 百万円
		【財源内訳】	
		国庫	167 百万円
		起債	5,942 百万円
		一般財源	190 百万円
		土地基金	1,296 百万円
		合 計	7,595 百万円

維持管理費	B	<p>40年間の維持管理費の累計 < 建設後の施設の利用を平成22年～平成62年の40年間と想定 ></p> <table> <tr> <td>人的経費</td> <td>488</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>修繕・補修関係経費</td> <td>3,071</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>運営・管理経費</td> <td>4,907</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td>0</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>附属資料19 維持管理経費比較</p>	人的経費	488	百万円	修繕・補修関係経費	3,071	百万円	運営・管理経費	4,907	百万円	その他()	0	百万円	合計	8,466	百万円
		人的経費	488	百万円													
修繕・補修関係経費	3,071	百万円															
運営・管理経費	4,907	百万円															
その他()	0	百万円															
合計	8,466	百万円															
<p>【財源内訳】</p> <table> <tr> <td>一般財源</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	一般財源	8,466	百万円	合計	8,466	百万円											
一般財源	8,466	百万円															
合計	8,466	百万円															
総事業費	A + B	<p>16,061 百万円 (建設中利息を含む額 17,424 百万円)</p> <p>【参考：現在価値換算後】 10,721 百万円 < 割引率 1.91% > (10年国債の過去10年平均)</p> <p>附属資料18 事業費内訳</p>															

【 評価結果 】

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価の結果は、次のとおりである。

1. 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

< 総合教育センター関係 >

- ・ 本県においては、全国レベルより低い学力水準で推移していることや不登校児童・生徒の問題など教育をめぐる諸課題が山積みしており、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、教育相談、障害児教育などの多様な教育ニーズに積極的に取り組む必要性が高まっているところである。
- ・ また、昭和44年に設置された教育研修センターの施設は、大規模な研修が出来ず、さらに、傾いている箇所があるなど老朽・狭隘である上、地理・位置的に、宮城教育大学敷地を通行しなければならず、利用者に不便をかけているところである。
- ・ さらに、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）など新たな障害の顕著化等に対応するため、教育研修センター及び特殊教育センターで培ってきたノウハウを融合させ、一体的に取り組む必要があることから、2カ所に分散している両センターを統合整備し、個に応じた相談や指導ができる体制づくりが求められている。
- ・ 新築移転後の両センターの跡地利用については、今後の検討課題となるが、教育委員会及び知事部局も含めた利活用を模索するとともに、県での利用が難しい場合、一般等への売却も視野に入れながら、総合教育センター整備と併せ、一体的に有効活用策を検討したいと考えている。
- ・ 総合教育センター（仮称）と通信制独立校（仮称）を整備するに当たり、体育館、講義室、カウンセリングルーム等の施設を共用で利用し効率化を図ることとしているが、今後の施設設計等に当たっても、統合化等のメリットが生かされるよう配慮したいと考えている。

< 通信制独立校関係 >

- ・ 通信制課程の在籍者数は、生徒数全体が減少傾向にある中で、横ばいの傾向を保ってきており今後とも現状の水準で推移するものと見込んでいるところである。
- ・ これまで通信制課程は、勤労青少年に教育を提供する場であったが、若者の学習歴の多様化、生活様式の変化、勤労観の変化などにより、通信制生徒の質的な変化が急速に進行しており、生徒の実態に即した教育支援や施設設備が必要となっているところである。
- ・ 現在の通信制課程は、仙台第一高等学校の全日制に併置されているが、大教室（可動仕切後4教室）が1つあるだけで、生徒の学力や意欲の多様化に応じた授業展開が出来ていないことや自習保健休養、個別カウンセリングスペースがなく、職員室で対応しているなど劣悪な学習環境となっている。一方、全日制でも土日の自習・補習等の展開や部活を実施したいと考えているところであるが、通信制のスクーリングの実施により制約があり、通信制の独立化が求められているところである。
- ・ 通信制独立化後の施設については、仙台第一高等学校での少人数の授業、選択科目の授業、放課後・休日の課外講習、模擬試験の会場、学年単位の進路説明会等の行事で活用することとしている。

【 当該施設の想定される利用者、ニーズ 】

利用者：センター	教員，児童生徒，保護者，一般県民等
：通信制	生徒，保護者
ニーズ：センター	教育の質的水準の維持・向上
通信制	高等学校教育

【 評価結果の続き 】

【 現施設の状況（施設の規模，利用状況，耐用年数） 】

教育研修センター：施設の規模	延べ床面積	6,968.80㎡
：利用状況	研修 年間延べ	13,847人
	相談	2,493件
：耐用年数	鉄筋コンクリート造り	47年（築36年）
特殊教育センター：施設の規模	延べ床面積	2,880.68㎡
：利用状況	研修 年間延べ	1,332人
	相談	1,207件
	職員数	13人
：耐用年数	鉄筋コンクリート造り	47年（築14年）
仙台第一高通信制：施設の規模	5階建校舎の5階部分	708㎡
：利用状況	生徒数	1,206名（男子642名，女子564名）
	聴講生	32名（男子10名，女子22名）
	職員数	23名
	非常勤	20名
：耐用年数	鉄筋コンクリート造り	47年（築13年）

- 附属資料 1 教育研修センター・特殊教育センター概要
- 附属資料 5 仙台第一高等学校通信制課程の概要と沿革
- 附属資料 7 通信制課程の生徒数の推移
- 附属資料 8 現有施設の状況
- 附属資料 14 宮城県教育研修センター施設配置図
- 附属資料 15 特殊教育センター土地取得経過

2. 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- ・ 今回整備する総合教育センターは，教育公務員特例法第21条第2項に定める教育公務員の研修に要する施設であるとともに，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条により，教育に関する専門的・技術的事項の研究や教育関係職員の研修に関する施設を整備しようとするものであり，一定水準以上の施設・設備が必要であることから，民間・市町村では，整備が困難であるものと考えている。
- ・ 県立学校は，学校教育法第2条に基づき県が設置運営している施設であり，県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。
- ・ 構造改革特区の認定により，学校法人以外のNPO及び株式会社による幼稚園及び高等学校設立は可能ですが，教育施策を推進していく中で，特区の申請により民間等を活用する状況にはないことから，県立学校としての整備を図るものである。
- ・ 総合教育センター及び通信制独立校の施設は，本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場であり，全ての県民が対象となり，また，便益も特定の県民に限定されるものではないものと考えている。

【 評価結果の続き 】

3 . 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

- ・ 現在の教育研修センターは、手狭で老朽化しており、教職員研修を始め、教育相談、情報教育などの将来的ニーズに十分な対応ができていないことや平成11年12月、内閣総理大臣決定の「ミレニアム・プロジェクト」の1つとして「教育の情報化」が設けられるなど、学習環境が大きく変化している中で、学校における情報化に対応した教育の推進は重要かつ緊急の課題となっているところである。
- ・ 近年、障害児教育の対象とされる幼児・児童・生徒の障害は、重度・重複化が進むとともに保護者のニーズも多様化し、個々に応じたきめ細かい対応が求められている。さらに、LD・ADHDなど専門性を要する新たな障害への対応も緊急の課題となっており、これら多種多様な障害児教育相談に対し、個に応じた適切な対応をするための施設・設備が必要となってきた。
- ・ 県では、本年7月に宮城県障害児教育将来構想をまとめ、その中で障害のある子と障害のない子が共に学ぶ教育環境づくりを掲げ、重点的に推進することとしているが、これに対応するため研修や支援のための施設・設備が必要となってきた。
- ・ 仙台第一高等学校通信制課程に学ぶ生徒は、不登校、障害、病気、さらには経済的な問題や生徒指導上の問題など様々な困難を抱えながらも学ぶ意欲を持って入学しており、こうした学ぶ希望を持って高校教育を求める人々に対して学力、意欲に応じた教育機会を提供し、社会の一員として自立し貢献できる人材を育成しようとする通信制課程の役割は大きくなっている。そのような中で、通信制を取り巻く学習環境が、極めて貧弱で、生徒の質的变化に対応が困難となっており、さらに、全日制にとっても学力向上等に向けた補習等の展開に支障が生じていることから、通信制を独立させ、双方の教育環境の改善を図るものである。
- ・ 今回、整備を予定している箇所は、仙台アクセス鉄道が平成18年度に開業予定であり、利便性が向上するとともに、仙台空港臨空都市として区画整理事業が平成23年まで進められ、商業医療・福祉関連施設が整備される予定であり、総合教育センター及び通信制独立校を先導的に整備することにより民間の参入を促すことができ、当該区画整理地の利用促進の期待がかけられているところである。

附属資料5 仙台第一高等学校通信制課程の概要と沿革

附属資料7 通信制課程の生徒数の推移

【 評価結果の続き 】

4 . 事業手法が適当であるかどうか。(第4号関係)

- ・ 県では、初期建設費用が10億円以上の事業については、PFI事業導入の検討を行っている
- ・ 本事業のついて、PFI事業の可能性を検討したところ、PFI事業を導入しても県にとっては財政的なメリットが見いだせないため、従来方式で整備を行うこととしたものである。
- ・ 総合教育センターにおける各種事業を展開していく中で、大学、医療、労働、福祉機関やPTAと連携を図りながら、教職員以外への研修サービス等の具体化を図ることとしており、その中で一般県民に開かれた施設となるよう機能、運用方法等を検討したいと考えている。

PFI導入調整会議での検討結果

平成17年8月22日に開催したPFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については従来方式により整備することになった。

5 . 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

- ・ 平成6年から総合教育センターの整備検討を進めてきた中で、平成10年にグリーンピア岩沼や若柳高等学校跡地の活用検討を行い、平成15年には、青葉山県有地(ゴルフ場)、宮城スタジアムの一画、JR跡地(宮城野原)、旧運転免許試験場の活用検討、さらには三本木用地の活用検討を行ったが、それぞれ他用途への活用決定やアクセス等の関係から実現には至らなかったものである。
- ・ 平成15年から名取市下増田臨空土地画整備事業が開始されているが、交流拠点の形成と次世代へのゲートウェイとなる新たな未来型のまちの創造のコンセプトを掲げ、特に次世代を担う子どもたちへの教育の場の提供という観点から、地元及び土地画整理組合として教育関連施設を誘致したいとの希望が出されていた。
- ・ 総合教育センターは、教員・児童・生徒及び保護者等に広く開かれた施設へと整備することとしていることから、アクセスが容易ではない現敷地での建て替えは不相当であるとともに、大学や民間の研究機関との連携が必要なことや研修受講者や教育相談等の利用者等の施設へのアクセス性を考慮すれば、仙台都市圏にあり、かつ公共交通機関である仙台空港アクセス鉄道の利用が可能であることなどから、下増田地区が候補地として最も優れていると判断したものである。
- ・ 下増田地区の公共公益用地を取得するに当たり、地元あるいは区画整理組合の希望を踏まえながら、数施設の候補を掲げ検討を行ったところであるが、平成16年12月の政策・財政会議において、地元等からの教育関連施設の誘致希望と県教育委員会における総合教育センター整備にあたってのアクセス性等の立地条件とが合致するものとして、総合教育センターの下増田地区への整備が決定されたところである。
- ・ 通信制の独立校化においては、校舎とグラウンドが有していること、交通の利便性が現在と同等かそれ以上であること、県内での配置バランスが確保されることを条件として、仙台都市圏にある既存定時制高校等との併置検討や宮城野原JR跡地、仙台青年の家跡地等の活用検討を行ったところであるが、それぞれ併置では建設用地が確保できないとか、他用途への活用決定や施設利用効率が悪いなどの関係から実現には至らなかったものである。
- ・ 今回の建設予定地は、仙台都市圏にあり、かつ、アクセス鉄道の駅前に整備されることや自家用車での通学・送迎については、東部道路を始めとする高速道路網が整備されていることなどから、現在地とほぼ同等かあるいはそれ以上の交通の利便性が確保できるものと判断したものである。

附属資料16 臨空都市(下増田・関下地区)コンセプト等

【 評価結果の続き 】

6 . 事業が社会経済情勢から見て効果的かあるかどうか。(第6号関係)

< 本来的 (機能的) 効果 >

- ・ 教育研修センターと特殊教育センターで研究・研修・相談を実施してきたところであるが、どちらかという教員研修に偏りがちであったこと等から、施設の充実により新たにカリキュラムセンター機能や児童・生徒等への学習支援機能等を新たに追加するとともに、学校現場の課題に根ざした研究や教員研修の充実、また、情報教育や学習障害 (LD) 等の個に応じた相談・支援を充実させることにより、教育の課題である学力の向上や心の教育の充実等に資するとともに、子どもひとり一人の特性を生かし、その固有の能力を伸ばす教育、さらには魅力と活力ある学校づくりの推進における支援の中核施設として整備することにより、時代を担う人材育成を図るものである。
- ・ 具体的には施設の充実等により、従来より充実した研修や研究が可能となり、教職員の資質と指導力の向上等が図られるとともに、高度情報化対応の施設整備により、ITを活用した教育情報の提供等による児童生徒への学習支援や学校現場への直接的な支援も出来ることとなり、学力の向上等が図られる。
- ・ 相談室やプレイルーム等の施設の充実等により、従来より充実した相談が可能になるとともに個に応じたきめ細かい相談や指導を行うことが出来る。
- ・ 通常の学級にも既に学習障害 (LD)、注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等も含めた障害のある児童生徒が在籍していたが、従来、教育研修センター及び特殊研修センターでそれぞれ別個に相談・指導していたものが、窓口が統合され、両センターの蓄積されたノウハウが融合しよりきめ細かい相談・指導が出来る。
- ・ 高卒資格は、個人が社会的・経済的に自立する上で、職業の選択肢を確保するために必要な資格であると考えるとともに、科学技術が高度化し、社会の情報化や国際化が進展する中で、日常生活でのあらゆる分野も複雑化しており、現在社会の適切な理解と対応のためにも、高校教育の必要性は極めて高くなっている。通信制課程の整備は、高校教育の多様な学びの場として、本県高校教育のセーフティネットとしての役割を担いながら、時代を担う人材育成を図るものである。
- ・ 通信制では、現在、スクールカウンセラーによる教育相談を日曜スクーリング時に実施しているが、相談を希望する生徒が多く、数ヶ月先まで予約が入っており、当日に相談を希望する生徒に対応出来ないが、整備後においては、センターの相談員、指導主事や臨床心理士等を活用でき相談環境に充実が図られる。
- ・ 通信制には、心身に障害を持つ生徒が多く、従前は特殊教育諸学校での勤務経験者を配置するなど対応してきたが、整備後においては、センターの特殊教育部門の専門的な指導助言が受けられ、充実が図られる。
- ・ 通信制では、様々な学習歴を有する生徒が在籍しており、学力差が極めて大きくなっているが整備後においては、センターに蓄積されている指導法や教材等の利用により、学習力の向上が図られる。また、高度情報化の施設を利用することによって、生徒が自宅でも学習できる情報教育なども展開することが出来る。
- ・ 講義室、実験実習室、カウンセリングルーム、体育館、グラウンド及び駐車場等の施設が共用で利用でき、施設利用の効率化が図られる。

< 副次的 (社会経済的) 効果 >

- ・ 仙台臨空都市における下増田臨空土地地区画整理事業地内に整備することにより、県下各地から利用者が訪れ、街の賑わいに寄与するとともに、アクセス鉄道の利用拡大も図ることができ、地域の活性化に繋がるものと考えている。

【 評価結果の続き 】

- ・ 現センターが移転した後の現周辺地への影響は、両センターとも宮城教育大学や光明養護学校の隣接であることから、公共機関がなくなるということはなく、周辺に及ぼす影響はないと考えられる。また、通信制独立校においても、仙台第一高等学校からの分離であり、全日制は現地にとどまることから、周辺に及ぼす影響はないと考えられる。

< マイナス効果 >

- ・ 両センター移転後の利活用方法がまだ検討段階で決定されていない。

7. 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

下増田地区は、仙台空港臨空都市として世界に開かれた東北のゲートウェイ(玄関口)にふさわしい活力と魅力あるまちづくりを進める地区として、整備にあたり環境影響評価法に基づく評価がなされており、その中の公共公益用地にセンター及び通信制独立校を整備することについては、事業内容等からも環境影響評価条例に該当せず、また、周辺は商業、医療、福祉施設予定地であることから、地域環境への影響はほとんどないと考えている。

8. 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

- ・ 国の補助制度が廃止となった場合、国庫財源として167百万円を見込んでいるが、それについては、高等学校整備事業債(充当率75%)を充当して対応することができる。なお、現時点では、補助制度の見直しについての具体的な情報は得ていない。
- ・ 金利関係については、現時点より上がることが予想されるが、将来予測が不可能であるため、現時点の金利で比較検討を行うこととした。
- ・ 少子化による児童・生徒数の減少は予想されるが、少人数学級制導入による教員の増加等が見込まれることから、教員の大幅な減少はないものと考えている。

附属資料17 教員数の実績

9. 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

初期建設費 (再掲)	A	調査費	9 百万円
		設計費	130 百万円
		建設費	6,111 百万円
		用地取得	1,296 百万円
		その他(工事管理費等)	49 百万円
		合計	7,595 百万円

【 評価結果の続き 】

<p>初期建設費 A (再掲)</p>	<p>【財源内訳】</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫補助</td> <td>167</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>起債</td> <td>5,942</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>一般単独事業債(社会労働施設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(充当率70%,交付税措置なし)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等学校整備事業債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(充当率75%,交付税措置なし)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域再生事業債</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(充当率 上記起債の充当残,交付税措置なし)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>190</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>土地基金</td> <td>1,296</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,595</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	国庫補助	167	百万円	起債	5,942	百万円	一般単独事業債(社会労働施設)			(充当率70%,交付税措置なし)			高等学校整備事業債			(充当率75%,交付税措置なし)			地域再生事業債			(充当率 上記起債の充当残,交付税措置なし)			一般財源	190	百万円	土地基金	1,296	百万円	合計	7,595	百万円
国庫補助	167	百万円																																
起債	5,942	百万円																																
一般単独事業債(社会労働施設)																																		
(充当率70%,交付税措置なし)																																		
高等学校整備事業債																																		
(充当率75%,交付税措置なし)																																		
地域再生事業債																																		
(充当率 上記起債の充当残,交付税措置なし)																																		
一般財源	190	百万円																																
土地基金	1,296	百万円																																
合計	7,595	百万円																																
<p>維持管理費 B (再掲)</p>	<p>40年間の維持管理費の累計 <建設後の施設の利用を平成22年~平成62年の40年間と想定></p> <table border="0"> <tr> <td>人的経費</td> <td>488</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>修繕・補修関係経費</td> <td>3,071</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>運営・管理経費</td> <td>4,907</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td>0</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>附属資料19 維持管理経費比較</p> <p>【財源内訳】</p> <table border="0"> <tr> <td>一般財源</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,466</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	人的経費	488	百万円	修繕・補修関係経費	3,071	百万円	運営・管理経費	4,907	百万円	その他()	0	百万円	合計	8,466	百万円	一般財源	8,466	百万円	合計	8,466	百万円												
人的経費	488	百万円																																
修繕・補修関係経費	3,071	百万円																																
運営・管理経費	4,907	百万円																																
その他()	0	百万円																																
合計	8,466	百万円																																
一般財源	8,466	百万円																																
合計	8,466	百万円																																
<p>総事業費 A+B (再掲)</p>	<p>16,061 百万円(建設中利息を含む額 17,424 百万円)</p> <p>【参考:現在価値換算後】</p> <p>10,721 百万円 <割引率 1.91%>(10年国債の過去10年平均)</p> <p>附属資料18 事業費内訳</p>																																	

【 評価結果の続き 】

<p>投入職員数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18～19年度（センター設計等） 延べ180人（3人×2.5日×24月） 教育庁教職員課職員が関係課室，地方公所職員及び設計事務所との打合せを月に2～3日実施 ・ 平成20～21年度（センター建設等） 延べ180人（3人×2.5日×24月） 教育庁教職員課職員が関係課室，地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3日実施 																																	
<p>関連事業費</p>	<p>仙台空港アクセス鉄道計画概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 30%;">事業主体</td> <td>仙台空港鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新鮮区間</td> <td>J R 東北線名取駅～仙台空港駅（仮称） 約7.1Km（営業キロ）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>構造形式</td> <td>単線，電化，高架形式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>駅数</td> <td>3駅（関下駅，下増田駅，仙台空港駅） （いずれも仮称）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>運行計画</td> <td>東北線直通乗り入れ（J R 東日本との相互乗り入れ） J R 仙台駅～仙台空港駅（仮称） 快速約17分，各駅停車約23分</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>開業予定</td> <td>平成18年度</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>事業費</td> <td>約416億円</td> </tr> </table> <p>名取市下増田臨空土地区画整理事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 30%;">開発規模</td> <td>約115ha</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>事業期間</td> <td>平成15年度～平成23年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>経緯等</td> <td>平成15年3月 都市計画決定 平成16年1月 組合設立認可</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業予定</td> <td>平成16年度 工事着手 平成18年度 保留地分譲開始予定</td> </tr> </table> <p>附属資料10 仙台空港アクセス鉄道事業工程表 附属資料11 名取市下増田臨空土地区画整備事業工程表 附属資料12 仙台空港臨空都市整備基本計画（パンフレット）</p>	1	事業主体	仙台空港鉄道株式会社	2	新鮮区間	J R 東北線名取駅～仙台空港駅（仮称） 約7.1Km（営業キロ）	3	構造形式	単線，電化，高架形式	4	駅数	3駅（関下駅，下増田駅，仙台空港駅） （いずれも仮称）	5	運行計画	東北線直通乗り入れ（J R 東日本との相互乗り入れ） J R 仙台駅～仙台空港駅（仮称） 快速約17分，各駅停車約23分	6	開業予定	平成18年度	7	事業費	約416億円	1	開発規模	約115ha	2	事業期間	平成15年度～平成23年度	3	経緯等	平成15年3月 都市計画決定 平成16年1月 組合設立認可	4	事業予定	平成16年度 工事着手 平成18年度 保留地分譲開始予定
1	事業主体	仙台空港鉄道株式会社																																
2	新鮮区間	J R 東北線名取駅～仙台空港駅（仮称） 約7.1Km（営業キロ）																																
3	構造形式	単線，電化，高架形式																																
4	駅数	3駅（関下駅，下増田駅，仙台空港駅） （いずれも仮称）																																
5	運行計画	東北線直通乗り入れ（J R 東日本との相互乗り入れ） J R 仙台駅～仙台空港駅（仮称） 快速約17分，各駅停車約23分																																
6	開業予定	平成18年度																																
7	事業費	約416億円																																
1	開発規模	約115ha																																
2	事業期間	平成15年度～平成23年度																																
3	経緯等	平成15年3月 都市計画決定 平成16年1月 組合設立認可																																
4	事業予定	平成16年度 工事着手 平成18年度 保留地分譲開始予定																																

以上のとおり，総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業について県が評価を行った結果，実施することが適切であると判断した。



宮行評委第15号

平成17年11月10日

宮城県知事

浅野史郎 殿

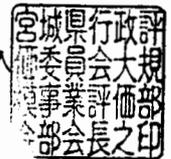
宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 林 山 泰 久



総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業に係る大規模事業評価について（答申）

平成17年8月29日付け評価第48号で諮問のあったこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

記

- 1 今後の具体的な施設の設計にあたっては、教育研修センター、特殊教育センター及び通信制独立校を合築することによる機能の総合化、効率化等のメリットが生じるよう配慮すること。（規則第17条第1項第1号関連）
- 2 鉄道駅及び空港に至近の利便性の高い立地に鑑み、単に教職員等関係者のみの利用だけでなく、広く一般県民に開かれた施設としての活用方法を検討すること。（規則第17条第1項第4号関連）
- 3 県として名取市下増田臨空土地区画整理事業地内の公共施設用地に本件施設を整備することに決定した理由、決定までの経緯等について、より詳しく記述し、政策決定に至るプロセスを明らかにすること。（規則第17条第1項第1・5・6号関連）
- 4 教育研修センター及び特殊教育センターの跡地利用について、本件事業と一体のものとして早急に有効活用策を検討すること。（規則第17条第1項第6・8号関連）